

ガイドブックの見直し（障害当事者からの意見）

○全体的な見直しについて

- ・ガイドブックの前段には、基本構想作成の理念や概念を掲載し、「障害者が暮らしやすい」、「移動の自由」という視点等を考慮し、障害特性に応じたバリアフリーといった項目を設け、紹介すべきだと考えている。
- ・基本構想の作成及び構想に基づく取り組みが、自治体のバリアフリーに対する姿勢を示すこととなり、引いてはイメージアップにもつながるということを記載できると作成する自治体も増加するのではないかと思う。
- ・バリアフリーを面的に捉え、都市構想との関わりの中で作成する必要があることを明示した方がよいと思う。
- ・章ごとに色分けされているので、ガイドブックの構成やステップ段階が分かりやすいが、ガイドブックの構成（15 頁）については、最初に持ってきたほうが構成を理解した上で読み進めることが可能になると思う。
- ・文字が多いガイドブックよりも、イラストが多用されている方が分かりやすいだろう。その際には、著作権フリーの素材を使用する等し、他媒体で二次利用できるようにしてほしい。
- ・我が国は平成 26 年 2 月に「障害者の権利に関する条約」の締結国となったが、同条約では、「アクセシビリティ」が重要な権利として位置付けられ、平成 27 年より施行される「障害者差別解消法」においても「アクセシビリティ」は重要な理念として掲げられているため、今後どのような扱いを受けるのかについても、示されると良い。

○庁内体制について

- ・引継ぎに関する課題が挙げられているが、人間関係の引継ぎは非常に重要であり、相手方との関係引継ぎに留意することという一文が入れられればよいのではないかと思う。
- ・基本構想の作成はトップダウンで行うのが効果的であり、このことをガイドブックに入れられないものかと思う。

○協議会について

- ・協議会の円滑な運営のためには人選が重要であり、どのような人と議論すべきかを明示した方がよい。
- ・協議会参加者と当事者がまち歩きをして、問題点を確認し認識を共有できれば、協議会での議論も進むのではないかと思われる。

- ・協議会の構成員については、ガイドブックには「様々な障害者団体で構成される包括的な団体を選定し、必要に応じ、各障害の当事者・関係者に出席を求めるようにすることが重要」とあるが、これまでの経験から、特定の団体に委嘱されることが多い傾向にあると感じている。しかし、障害種別ごとにニーズが異なるため、本来であれば障害種別ごとの障害団体当事者に委嘱すべきだろう。
- ・障害者に配慮すべき事項が複数あると思われるが、例えば聴覚障害者の場合には、手話通訳や要約筆記が必要となる。これらを通して、会議内容を把握し、発言をしているため、健聴者が進める会議のスピードと同等に進めることが困難である場合があることを理解し、会議時間に余裕を持たせる等の工夫が必要である。
- ・十分な議論をするためには、障害者と専門性の高い意思疎通を行える人の手配が必要である。

○住民参加について

- ・住民参加の方法として、ヒアリングやアンケートにより意見聴取を行う方法が挙げられているが、それらの意見が協議会での意見と公平に扱われるように配慮すべきである。

○基本構想の内容について

- ・基本構想の内容については、高い目標よりも具体的な計画の方が重要であり、核となる部分を決めた上で段階を踏んで実行可能な計画とすることが必要である。そのためには最低限のラインを示しておき、それに対して地域特性や当事者団体との調整の中で内容を肉付けしていけるようなフォーマットの提示ができるとよいのではないかと思います。

○ソフト施策について

- ・視覚障害者の場合、ホームページやPDFファイルの内容が読み取れずに困ることが多いため、情報保障の必要性についてガイドブックに記載してもらいたい。
- ・外見からは分かりにくい障害もあるため、国土交通省で実施しているバリアフリー教室の紹介には、障害種別ごとの例をそれぞれ掲載してもらいたい。
- ・個別具体事例の掲載については、それぞれの自治体が、自分たちの自治体の実感に近いものを参考にし易くなり、基本構想作成へのハードルが下がることが期待されるため、良いと思う。しかし、ガイドブック自体にボリュームがあるため、参考資料として、項目ごとの事例集があると良いのではないかと考える。